一般社団法人 居笑 看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ

運営規程

1 事業主体

事業主体 (法人名)	一般社団法人 居笑
法人格の種類	一般社団法人
代表者名(職・氏名)	代表理事 馬場 隆直
法人所在地	佐賀市東与賀町大字田中 881-2

2 事業の概要

事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護びりーぶ		
事業所管理者(氏名)	井手 久仁子		
開設年月日	2021 (令和 3) 年 4 月 1 日		
事業所番号	看護小規模多機能型居宅介護(指定事業所番号 4190100646)		
所在地	佐賀市東与賀町大字田中 881-2		
連絡先	電話 0952-45-8870 FAX 0952-45-8871		

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人 居笑(以下「当事業者」という)が設置する看護小規模多機				
	能型居宅介護びりーぶ(以下「当事業所」という)において実施する看護小規				
	模多機能型居宅介護は、要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態や希望に応じて、通い・泊まり・訪問を柔軟に組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食				
	事等の日常生活上必要な介護、療養上の世話及び機能訓練を行うことを目的と				
	します。				
運営方針	・利用者の要介護度状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を				
	設定し計画的に行います。				
	・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ・事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、 地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地				
	域住民との連携に努めます。				
	・指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に関しては、利用者又はその				
	家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行います。ま				
	た、自ら提供するケアの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。				

4 営業日及び営業時間・利用定員

営業日・営業時間	1 年 365 日 24 時間
通いサービス	午前9時00分~午後5時00分
泊まりサービス	午後 5 時 00 分~翌午前 9 時 00 分
訪問看護サービス	24 時間連絡対応体制
訪問介護サービス	随時

登録定員	29名
通所サービスの利用定員	18名
宿泊サービスの利用定員	9名

5 職員体制

職名	職務の内容	常勤	非常勤
所長 (兼)	法人の各種方針の伝達および内容の協議、意識統一	1名	
管理者 (兼)	職員、業務などにおける一元的管理	1名	
介護支援専門員(兼)	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成など	1名	
看護職員(兼)	療養上の世話及び診療の補助、心身の健康管理	6名	7名
	保健衛生管理などの看護業務 等		
介護職員(兼)	適切な日常生活の援助	6名	4名
作業療法士	心身の機能訓練の実施 等		
理学療法士			
言語聴覚士			1名
管理栄養士	状態に合わせた栄養指導や栄養の管理	1名	
事務員	事務全般	2名	

6 実施地域

佐賀市内、小城市(牛津町)

(久保泉町、金立町、富士町、三瀬町、大和町のうち 長崎自動車道より北エリアを除く)

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

▶ 色付きの部分が佐賀市内を示します。
濃い灰色の部分と小城市(牛津町)が実施地域です。



7 サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の状態、希望等を勘案し、随時、適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた支援を提供します。

- ① 通いサービス …… 事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
- ② 訪問サービス …… 利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
- ③ 宿泊サービス …… 一時的な事業所への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話 や機能訓練等を行います。
- ④ 看護サービス …… 主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携を図りながら、通い・訪問・宿泊において看護サービスの提供を行います。

8 施設概要

☆宿泊室 9室

利用者の居室は、原則個室(定員1名)とし、宿泊に必要な寝具・設備を備えます。

☆食堂 兼 居間

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂・居間を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・ソファーベッド・食器等の備品類を備えています。

☆浴室

浴室には多様な利用者が使用できるよう、1台で自立した入浴から、搬送車を使った入浴まで個々に合わせた入浴が可能です。寝たきりや体の不自由な方用にもリフトも完備しています。 浴室内には冷暖房も備え付けております。

☆その他の設備

その他に、キッチン・多目的トイレ等の設備を設けております。

9 利用料金

- (1)看護小規模多機能型居宅介護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所が法定代理受領サービスであるときには、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。
- (2) 食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用、おむつ代、その他日常生活において必要となるものにかかる費用等で、利用者が負担することが適当と判断されるものの実費については別途ご負担いただきます。
- (3)介護保険法適応外の方、時間外料金(延長料金)、送迎費用、エンゼルケア費用等については別途料金を設定し、必要時ご負担いただきます。

10 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員およびサービス計画担当者とご相談ください。

(2) 利用契約の手続き

介護保険被保険者証・健康保険被保険者証等、印鑑をご用意下さい。

保険証等については、初回利用時、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

- (3)サービスの終了
 - ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
 - ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合(3ヶ月以上)
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(介護給付は受けられませんのでご相談ください)
- ・利用者様が亡くなられた場合

③ その他

- ・入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当事業所の 状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者様に 他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
- ・利用者様やご家族が当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合には、速やかに当事業所までご連絡ください。
- ・台風や雪など天候不良には、利用者様の了承を得た上で、訪問日時を変更させていただく 場合がございます。
- ・利用者様とご家族、または当事業所や当事業所の従業者が予測不能な災害(地震・津波・火事などの天災・テロなどの人災)に遭遇した場合は、互いに安全確保に努めることを優先してください。この時、当事業所の従業者によるサービス提供ができない場合がございます。
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様 やその家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場 合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができま す。
- ・利用者様が、サービス料金のお支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者様やご家族様などが当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 自分の力でできることは、積極的に自分でするように努めてください。
- (2)利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (3) サービス利用中において、他人への迷惑行為等が著しく、注意による改善の協力が得られない場合はサービスを終了させていただくこともあります。
- (4)細心の注意を図りますが、介護保険上身体拘束が行えないため、万が一、転倒転落・無断外出等が生じた場合は、速やかに必要な処置を講じるとともに、ご家族のご理解とご協力をお願いいたします。
- (5)事業所内での金銭及び食物などのやり取りは、ご遠慮ください。
- (6)職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

12 協力医療機関

① 医療法人純伸会 矢ヶ部医院

住所:佐賀県佐賀市木原3丁目2-11

電話:0922-29-6121

② しらみず診療所

住所:佐賀県佐賀市駅前中央2丁目7-19

電話:0952-34-1120

13 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

(1) 防災時の対応

別途定める防災計画に基づき対応します。

(2)防災設備

避難通報装置、避難誘導灯、消火器を配置しており安全の確保に努めていきます。

(3)防災訓練

年間計画に沿って年2回実施します。

(4)防火管理者

管理者 馬場 雄一(防火管理者)

14 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

15 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。

また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします(当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります)。

16 秘密保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (3) 事業者は、利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得たうえで、必要な範囲内で利用者様又はご家族の個人情報を用います。

17 運営推進会議の設置

- (1)事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動と連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 事業所は、行政又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者、家族の代表者等により 構成された運営推進会議を設置します。
- (3) 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回とします。

18 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を行います。

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

19 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急にやむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由について記録します。

20 サービスに対する相談・苦情

(1) 当事業所の利用者様相談・苦情窓口

受付担当者 管理者 井手 久仁子

電話 (0952) 45-8870 FAX (0952) 45-8871

受付 1年365日 午前9時 ~午後4時

(2) 当事業所以外に、佐賀中部広域連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

佐賀中部広域連合給付課 電話 0952-40-1131

佐賀県国保連合会 電話 0952-26-1477

佐賀市保健福祉部·高齢福祉課 電話 0952-40-7253

21 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合、もしくは、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

22 合意裁判管轄について

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、一般社団法人 居笑の住所を管轄する佐賀地方裁判所を第一審管轄裁判所とさせていただきます。

23 その他

(1)看護学生の育成

当事業所は、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は 以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただき、ご協力 お願いいたします。なお、看護学生が同行訪問する際には事前にご連絡いたします。少しでも不都 合がある場合はお断りください。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い利用者様及びご家族の同意を得て同行させます。
- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・

指導を受けています。

- ③ 利用者及びご家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者様及びご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対し無条件に拒否できます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者様及びご家族の方々に関する情報について、他者に洩らすことのないようプライバシーの保護に留意します。

(2) 個人情報の開示請求等

当事業所で利用されている個人情報については開示・訂正等の請求を行うことができます。ただし、開示請求ができる方は以下の通りです。

- ① 保有個人情報の本人
- ② ご遺族の方(父母、配偶者、子または3親等内の血族)
- ③ ご遺族の方が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人
- ④ ご遺族の方から開示請求について委任を受けた任意代理人

当事業所では個人情報開示請求について、個人情報開示等請求書が提出されてから原則2週間以内に開示するか否かを決定し、その旨を申請者へお知らせいたします。その後、原則1ヶ月以内に個人情報の開示を行います。ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときは、その期間を延長する場合があります。なお、開示請求には手数料等実費負担が発生しますので、ご理解の程宜しくお願いします。

(3) 研究発表

在宅看護の経験を共有し在宅医療の発展に貢献するため、利用者様及びご家族様の暮らしや介護、また看護の成果などを学会発表や論文等に貴重なデータとして利用させていただくことがあります。これらの発表は訪問看護及び在宅医療のさらなる進歩に関与するものであり、人々の健康や安寧に役立てられますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 研究発表・論文に利用者様及びご家族の情報を利用する場合、十分かつわかりやすい説明を利用者様及びご家族に行い、同意を得て個人情報などを利用いたします。同意がいただけない場合は利用いたしません。
- ② 個人情報保護の為、利用する個人情報に関しては匿名化を基本とし、個人の特定ができないように配慮します。
- ③ 利用者様及びご家族の方は、研究発表・論文に情報を利用することを同意した後でも、情報の利用に対し無条件に拒否することができます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

付則 この規定は令和3年4月1日より施行する

令和6年1月1日、一部変更および追加し施行する。

令和6年3月1日、一部追加し施行する。